

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第50号	
事故等種類	のり養殖施設損傷	
発生日時	平成22年1月27日 10時30分ごろ	
発生場所	岡山県玉野市山田港東方沖 ^{こめさき} 米崎灯台から真方位200° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 33.5′ 東経134° 02.3′)	
事故等調査の経過	平成22年4月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 ふじたか、16トン 271-27916岡山、東備ヤンマー株式会社 B 起重機船 ^{きんゆう} 錦雄丸、長さ35.00m×幅15.00m なし、東備ヤンマー株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	のり養殖施設の標識灯に損傷、A船及びB船に損傷なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、B船を押し、押船列を形成し、山田港東方沖を約7.0ノットの対地速力で北進中、平成22年1月27日10時30分ごろ、のり養殖施設の標識灯に接触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 北東流約1.0kn	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船は、B船を押し、山田港東方沖を北進中、船長が、のり養殖施設の最南端にある標識灯の位置を見間違え、針路を修正している間に、潮流に圧流され、B船が標識灯に接触したものと考えられる。 船長は、のり養殖施設に沿って北進する際、潮流を考慮した距離を確保せずに通過しようとしたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押し、山田港東方沖を北進中、潮流を考慮した距離を確保せずにのり養殖施設を通過しようとしたため、B船が同施設の標識灯に接触したことにより発生したものと考えられる。	